

第 65 回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 平成 30 年 10 月 17 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 1 会議室

出席者 委員）梶田委員（会長）、西ヶ谷委員（副会長）、宮林委員、川地委員、杉崎委員、
中越委員、岩田委員、高橋委員、曾根田委員 以上 9 名
事務局）笹山都市建設部長、由井下水道課長、竹内技幹兼副課長兼係長、服部主任主事、
重田主事
傍聴者）2 名

○ 議事

事務局

本日の出席委員は 9 名で、大磯町下水道運営審議会規則により会議開催の定数に達しておりますので、会議を開催させていただきます。

本日の審議会の議事としましては、(1)「下水道使用料の改定について」です。前回お示しさせていただきました審議結果（案）と答申（案）につきまして、修正等のご意見をいただき、その内容を含めて案につきまして、会長、副会長に前回一任をいただいていたところでしたが、お手元の資料をご覧のとおり、文章の追記や図、グラフについての調整等、体裁を整えた箇所がございますので、改めて委員の皆様にご審議いただきたいということで、急遽お願いしました次第でございます。

それと(2)「その他」でございます。よろしくお願いいたします。

なお、会議につきましては、議事録を作成するため録音をさせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、梶田会長、審議会の公開についての確認を始めとします会議の進行について、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、まず、事務局より説明がありましたように、会議の公開については、委員の皆様のご意見を聞くということですので、これからお諮りしたいと思います。

本日の議事は、「下水道使用料の改定について」となっております。個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議 長

本日の傍聴人は、いらっしゃいますか。

事務局

傍聴人は、2 名おります。

議 長

傍聴人を会議室に入室させてください。

傍聴人入室

議 長

傍聴人にお知らせします。机の上にあります「会議の傍聴要領」をご覧頂き、遵守事項を守って傍聴くださるようお願いいたします。

それでは、引き続き議事に入らせて頂きます。

議事に入るにあたり、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議 長

それでは、本日の議事であります「下水道使用料の改定について」の下水道使用料改定に係る審議結果（案）及び答申（案）につきまして、事務局より説明してください。

事務局

資料1、資料2に基づき概要説明

議 長

ただ今、事務局から、資料1及び資料2により、平成30年度大磯町下水道運営審議会下水道使用料改定に係る審議結果（案）及び答申（案）の説明がありました。

資料1及び資料2につきまして、文章の追記や図の追加等修正が箇所多くございました。

修正された部分や文言、数値等について、ご質問やご意見等伺いたいと思っておりますが如何でしょうか。

委 員

資料1のP7の表について、平成29年4月1日現在と現状に近い内容が記載されていると思うが、使用料料金体系について大磯町は、累進逓増制と記述されている。

この累進逓増制について平成29年4月1日現在、表現してよいものなのか。

事務局

資料1のP7の表に記載されている内容につきましては、今現在の大磯町下水道使用料金の体系を記載したものです。今現在の体系につきまして、資料1のP31に使用料体系表がございまして、基本料金があって、1㎡あたりの超過料金で、現行の金額を示させていただいております。

今現在、大磯町はこのように累進逓増制を採用しており、使用水量に応じて料金の単価が増額するという、今現在の手法を述べさせていただいております。

委 員

資料1のP31 三行目の①・②の説明について、①は現状の体系であること、②は新たに累進制にするという説明を記載していると思うが、そうすると、現状の体系と区別がつかないように思う。現状で累進逓増制を採用しているのなら、新たに累進制を採用するという説明をする必要はないのでは。

事務局

資料1のP31にも累進制を採用するということで、記載をさせていただいております。

累進制につきましては6章の中で、改定率の検討についてどう対応しようかといった内容を記載させていただいており、前章の5章でシミュレーションを行い、ケース1は改定しない場合、ケース2、3、4はそれぞれ3年毎に3%、6%、9%の改定をした場合といった内容でシミュレーションを行いました。

最終的には、中長期的な下水道経営の安定化を図るために、9%の改定をしましようという結論に至ったということを5章でまとめさせていただきました。

そして、今ありました6章で9%の改定に当たっては、使用水量区分毎に平均で9%上がるものなのか、あるいは P34 の表の太枠の箇所で囲まれている実質改定率を示していますが、使用量の増加に応じて改定率も上げさせていただくという2つの比較につきまして、委員の皆様にご審議をいただきました。

結果として、改定率9%につきましては累進制で加算した改定率を採用したということでご理解いただければと思います。

委員

制度自体は累進逓増制であり、改定の度合を今までは区分毎を単純に一定率で改定してきたが、今回は改定率を累進制にしたということで、現状として累進逓増制であるということとは間違いないという理解でよろしいか。

事務局

その通りです。

委員

資料1のP39と資料2の付帯意見②について「20市町の中で18番目に位置しており」とあるが、「整備率は18番目」といった表記をした方がよいと思う。整備率という表記をしたくないということであれば、「汚水整備の進捗については」といったような整備の進み具合を表現するような表記をしないと、分かりにくいと思う。

事務局

ご意見ありがとうございます。

ご意見いただきましたとおり、18番目につきまして明確に伝わらない部分があると思いますので、「20市町の中で整備率は18番目に」と修正させていただきたいと思います。

ここで事務局から1点、文章の内容につきましてご報告させていただきます。資料1のP39で付帯意見④のところで、今回の修正で、平均使用料単価と表記をさせていただきましたが、資料2の別紙にある4番では、「平均」という言葉が抜けておりましたので、委員の皆様のご了解をいただければ、修正させていただきたいと思います。

議長

付帯意見につきまして、「整備率は18番目に」と修正し、資料2の答申(案)別紙の4につきまして「使用料単価」を「平均使用料単価」に修正するというので、ご了解いただいてもよろしいでしょうか。

委員了承

議長

それでは、事務局で修正いただきますようお願いいたします。

その他、ご意見等ございますか。

委員

資料1のP39、40と、資料2の付帯意見④について、最後に「概ね3年程度を目安に適正な下水道使用料の見直しに努められたい。」と記載されているが、資料1のP8で日本下水道協会下水道使用料算定の基本的な考え方では算定期間について、3年から5年が適当であるという記載がされているため、概ね3年程度としているのだと思う。

しかし、最後に「見直し」と表記されており、見直しには「もう1度見る」と「考え方を考える」という意味があり、考え方を考えるという意味で読むと、もう1回改定しろというように読み取ることもできると思う。

事務局はそういう意味で記載したのではなく、前回の答申についても見直しという表記を

していただくため、今回も見直しという表記をしているかと思われるが、今回の料金について町長から委嘱を受けて審議をしてきたわけであり、その次についてはもう一度見るということであればよいと思うが、もう一度改定をしろという突っ込んだ意見までは我々委員には求められていないと思う。

なので、見直しということについて改定をしろと言っているわけではないということを確認する必要があり、もう一度見るという意味で記載していることを確認した上で、見直しと記載するかどうか判断したほうがよいと思う。

もしくは、誤解を招くようであれば「概ね3年程度を目安に下水道使用料の精査、検証に努められたい。」といったような表現の方が適していると思う。「詳しく調べる」という意味の精査や「正式に、公式に調査する」という意味の検証といった表現にすれば、町長から委嘱を受けて、諮問機関として対応するという意味で使えるのではないかと思う。

ただ、見直しのままでいいのではないかという考え方もあると思う。

事務局

ここでの記載の意味としましては、概ね3年毎に適正な下水道使用料についてもう一度検討、見つけ直してほしいという意味で記載をしたつもりであり、決して3年毎に値上げをしてほしいという意味で記載をしたわけではございません。

事務局内でも、見直しという表現につきまして議論をしてきましたが、他に的確な表現が見つからなかったため、答申はあくまでも審議会委員皆様の意見を出す書類となりますので、委員の皆様の中でこちらの表現につきまして、精査や検証のほうが的確ではないかということであれば、事務局の方で対応させていただきます。

議 長

見直しという表現につきましていかがでしょうか。

委 員

見直しについて、もう一度見るという意味が含まれているのであれば、見直しのままでよいと思う。

議 長

「見直しに努められたい」でよろしいでしょうか。

委員了承

議 長

それでは、委員皆様の付帯意見として「見直しに努められたい」とします。

その他にご意見等ございますか。最後の確認となりますので、数字等箇所も含めてご意見等いただければと思います。

事務局

本日を含め、7回のご審議をしていただいたおかげで、他の方々にも説明しやすい資料を作成することができたと思います。数字等について、事務局でも注意をして確認してきましたが、何かご意見等ございましたら、いただければと思います。

議 長

資料1のP31に記載されている「②改定率9%を累進制にした場合」の表と資料2の「1. 2ヶ月あたりの公共下水道使用料金表（消費税抜き）」は同じ表であるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

その通りです。基本料金の記載位置等で多少記載の仕方を変えていますが、数字は同じです。

議 長

平成 31 年と記載されていますが、年号につきましては大丈夫でしょうか。

事務局

答申書の日付につきまして「平成 30 年〇月〇日」と右上の箇所に記載しますので、この時点では、平成 31 年ならば整合性が取れることや、次の年号が決定していないこともあるため、平成 31 年で対応いたします。

委 員

平成 31 年 10 月からの消費税があがることに関して、表記としてはこのままでよいのか。

事務局

今週、国の方から平成 31 年 10 月から消費税を 10%にするという表明があり、平成 14 年 4 月の 8%上げた際に景気の回復が落ち込んだなどといったことの反省を含め、キャッシュレス決裁や、イートイン利用者には消費税 10%で対応する、といったような対応を検討しているという報道がございますが、まだ今後の動向が不透明であり、過去に消費税増税を見送ったこともありましたが、今後の国の動向を注視していく必要があると思います。

ただ、本審議会では昨年度より、委員の皆様の方で審議を重ねていただいております。今回の下水道使用料の見直しにつきましても、先ほどご説明させていただいたと思いますが、資料 1 の P9 において、シミュレーションにおける消費税につきましては、30 年度までは消費税 8%で試算し、平成 31 年度は 10 月から消費税 10%となることが予定されているので、消費税 9%で試算をさせていただいております。

このシミュレーションに基づき、資料 1 の P29 に今回の改定率につきましては、下水道事業の中長期的に安定した事業経営を図るためには、9%の改定はやむを得ないと判断したというように、シミュレーション等を網羅してまとめています。

また、審議会につきましては、一般会計からの繰入金は、公共下水道の恩恵を受けていない方々への負担も引き続きしていただいている町の状況を一番に考え、改定に至ったという流れで今までご審議いただいていたのかなといった形で示しております。

消費税につきましては事前に考慮して、ご審議していただいていたのではないかと事務局の方ではそう捉えています。

議 長

他にご意見等ございますか。

委 員

平成 31 年 4 月から使用料改定を予定しているが、使用者としてはなるべく使用料を上げてもらいたくはない。

しかし、大磯町の公共下水道経営状況を見るとやむを得ず、ある程度適正であると認識している。

議 長

他にご意見等ございますか。

委員

使用料を上げてもらいたくない意見には同感だが、上げないことにより別の問題につながるのではないかと考えているため、致し方ないことではないかと思う。

議長

他にご意見等ございますか。

委員

審議会に出席してきて、内容に排水設備のことについてもあったと思い、それが接続促進という新たな一つの案を生み出すことができたと思う。

使用料が上がることについては全員同じ意見であると思うが、接続促進によって将来的に経費回収率が100%になる方がよいと思うので、今回の改定案でよいのではないかと思う。

議長

付帯意見にもございましたとおり、積極的に接続促進に努めていただければと思います。他にご意見ございますか。

委員

審議を重ねるごとに資料の内容等が改善されているので、よいのではないかと思う。

議長

他にご意見等ございますか。

委員

値上げされることに関して、今までは否定的な気持ちを抱いていたが、審議会に出席してきて納得することが多々あったため、よい時間を過ごすことができたと思う。

議長

ありがとうございました。

最後に確認として、資料2の表の枠線について太くするというところでよろしいでしょうか。

事務局

もう一度、修正箇所等を確認します。

資料2につきまして、「1. 2ヶ月あたりの公共下水道使用料金表（消費税抜き）」の表の超過料金の箇所につきまして、太線が途切れてしまっているため、太線に修正いたします。あくまで、太線の中に記載されている内容が今回の改定内容であり、右側の消費税8%は参考として細線でまとめさせていただければと思います。

議長

ありがとうございます。他にご意見等ございますか。

特にないようでしたら、付帯意見をいただいたということで、答申案にいれさせていただくということでよろしいでしょうか。

委員了承

議長

ありがとうございます。

それでは、今後の流れにつきまして事務局よりご説明をお願いします。

事務局

本日の審議会において、審議結果及び答申につきましてご了解いただきましたので、答申につきましては、日程の都合により、この後に審議会を代表して会長、副会長から町長に答申をお願いしたいと考えておりますので、会長、副会長よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

先ほどご意見に挙がりました箇所を修正していただき、本日、答申をしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

委 員

事務局の方で精査をし、どうしても修正箇所があれば会長、副会長に一任したいがよろしいか。

議 長

かしこまりました。

それでは、議事の（２）その他についてですが、何かございますか。

事務局

事務局からは特にございません。

議 長

他に何かございますか。

特にないようでしたら、本日の議事はすべて終了しましたので、議長の任を降ろさせ頂きます。ご協力ありがとうございました。

事務局

梶田会長、西ヶ谷副会長、そして委員の皆様、7回の審議会につきましてご対応いただきありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第65回大磯町下水道運営審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。